

コロナ禍における感染防止対策に関するガイドライン

2020年 11月 15日

一般社団法人 全日本少年硬式野球連盟

新型コロナウイルスの感染拡大は収束の兆しが未だ見えない状況が続いており、今日に至るまで連盟本部として感染防止のためのガイドラインや関連した通達を発行してきたが、現時点での世間の状況や当連盟における諸活動の実態を考慮し、新たなガイドラインを作成した。

連盟関係者、所属チームの役員、指導者、選手および関係者は、このガイドラインに従って適切に活動し、改めて新型コロナウイルス感染拡大防止に努めていくこととする。

【 基本対策 】

1. 連盟役員(本部、ブロック、支部)、審判員、チーム関係者(役員、指導者、選手、保護者、等)は、日々、体調管理に努め、毎朝検温を行い、記録を残すこと。37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状がある場合、もしくは新型コロナウイルス検査で陽性となったものと濃厚接触歴がある者は、チーム活動を含む全ての当連盟の関連活動およびイベント(以後、「活動」と言う)への参加を禁じる。
2. 活動中は、密閉、密集、密接のいわゆる3密を避け、人との距離はできる限り2m以上を確保し、原則としてマスクを着用すること。但し、選手がグラウンド、等の屋外で練習や試合を行う際は、適切な間隔が確保できる場合は、マスクを着用しなくても良い。また、マスク着用時は、熱中症にならないように、距離を確保したうえで、時々マスクを浮かせて換気すること。
3. 昼食や水分補給、等の飲食時は、なるべく周囲と2m以上の距離を置き、対面を避け、会話も控えること。
4. 所属チームは、体温計、消毒液、ハンドソープ、ペーパータオル、等を常備し、遠征、等にも必ず携帯すること。
5. 活動中は、こまめに手洗い、うがいや消毒を行うこと。また、備品類は、使用前後に消毒を行うこと。
6. 大会やイベント、等の主催者やチーム代表もしくは代理者は、練習も含めたすべての活動への参加者氏名、連絡先(住所、電話番号、等)を把握し、事後に追跡調査できるように記録しておくこと。
7. 活動を行う場所の行政機関や使用する施設の指示や要請、等がある場合は、必ずそれに従って活動を行うこと。
8. 活動への参加の有無に関しては、本人(選手については、保護者の同意を含める)の意思を尊重し、参加を強制してはならない。

【 大会運営に関する対策 】

1. 開会式や閉会式は、前述の【基本対策】を厳守して、極力簡素化し、最低限の人員で、短時間で行うことを条件として、実施しても良い。但し、行政機関や使用する施設の指示や要請、等がある場合は、必ずそれに従うこと。

2. 運営スタッフは必要最小限の人数で構成する。定期的に換気を行い、3 密を避け、十分な広さが確保できない場合は、入室する人数の制限、等の措置を講じること。
3. 球場への到着時、あるいは帰宅時の本部席への挨拶は、チーム代表と主将のみでマスク着用で行うこと。
4. 試合会場での待機中は、密の状態に成らないように分散して待機すること。
5. 大会事務局もしくは球場責任者は、本部席、ベンチ、トイレには消毒液、ハンドソープ、等を設置すること。
6. 試合前の審査は、大会役員、審判員、選手及び指導者がマスク着用で行なう。個人審査の際は、選手証、あるいは指導者証の確認のみとする。
7. メンバー表交換は、球場責任者、審判、監督、主将のみで、マスク着用で行い、伝達事項は要点をまとめて短時間で行うこと。
8. 審判員に関して、球審は飛沫防止のためマスク、シールドカバー、フェースマスク、等を着用し、塁審は必ずしもマスク、等の着用はしなくても良い。マスク着用時は、熱中症にならないように、時々マスク、等を浮かせて換気するとともに、シールドカバーを使用する際は、事故のないように充分注意すること。
9. 場内アナウンスは、必要最小限の人員で行い、3 密にならないように配慮すること。施設の構造上、等により 3 密回避が困難な場合は、場内アナウンスは取り止めても良い。
10. 本部席や審判員控室、等で昼食を摂る際は、なるべく周囲と距離を置き、対面を避け、会話は控えること。飲料品は、個別のペットボトル、水筒、缶、紙コップ、等を使用し、容器の共用はしない。
11. チーム関係者が球場のスタンド、等で応援する場合は、全員がマスクを着用し、適切な間隔(2m 以上)を確保し、大きな声で会話、応援、等をしないこと。
12. 試合開始前の両チーム整列は、審判員、監督及び先発出場の選手 9 名とし、2m 程度の間隔で整列する。挨拶時には発声せず、一礼のみとする。また、コーチ、スコアラー及び控え選手は、ベンチ前に 2m 間隔で整列し、主審の合図で一礼する。
13. ベンチ内では指導者、選手同士の間隔の確保に努めること。十分な間隔の確保が困難な場合は、危険防止策(ヘルメット着用、グラブ保持、防球ネット敷設、等)を講じた上で、ベンチ外に待機場所を設ける。
14. 打席、ランナー、守備に就く選手以外の控え選手、指導者及びランナーコーチは、マスクを着用すること。(熱中症にならないように、時々マスクを浮かせて換気すること)
15. 素手や素肌が直接触れ合う握手やハイタッチ、等及びメガホンの使用を禁止する。
16. ベンチへ持ち込む飲料は、個別のペットボトル、水筒、缶、紙コップなどを使い、容器は共用しない。
17. 試合終了時の整列は、審判員及び試合に出ている選手 9 名のみとし、挨拶は発声せず、一礼のみとすること。監督、コーチ、スコアラー及び残り選手は、ベンチ前に 2m 間隔で整列し、主審の合図で一礼する。相手方のベンチへの礼も、同様とする。
18. 試合終了後はベンチの消毒を行うこと。
19. 試合終了後速やかに会場から退出するなど、チームは会場滞在時間を極力短くすること。

【 連盟役員、チーム関係者に関する対策 】

1. 自宅から大会、会合、イベント、等の会場への移動時あるいは帰宅時は、常時マスクを必ず着用とすること。移動の際に使用するバス、等の乗合車内では、3 密を避け、会話は控え、こまめな換気に努めること。

2. 大会、会合、イベント、等が開催される場所の行政機関や使用する施設、等から指示や要請がある場合は、それに従うこと。
3. 宿泊を伴う場合は、次のことを考慮する事。
 - ① 宿泊は、出来る限り一人部屋かつ同じフロアに宿泊することが望ましい。
 - ② 食事は、ビュッフェスタイルは避け、隣同士との距離を空けること。
 - ③ ミーティングを行う場合は、換気が充分行える場所で、隣同士との距離を空けること。
 - ④ 役員、指導者、保護者、等の、特に飲酒を伴う会食は極力自粛すること。
4. 総会、講習会、懇親会、卒団式、祝勝会、等のイベントを開催する場合は、参加人数を考慮して、3 密を避け、適切な間隔や席の配置、等が確保できる会場を選定すること。3 密の回避が困難な場合は、参加人数の制限、等の措置を講ずること。特に、飲酒を伴う会食を実施する場合は、会場と十分な打合せを行い、不備のないように感染防止対策を実施する事。

【 感染者、等が発生した時の対応 】

1. 連盟役員もしくはチーム関係者(役員、指導者、選手)の本人、または同居家族に感染又は感染の疑いがある者が発生した場合は、連絡フローに基づいて連盟本部もしくはチームに速やかにその旨を報告すること。
2. 連盟役員もしくはチーム関係者(役員、指導者、選手)の本人に感染又は感染の疑いがある者が発生した場合、判明した翌日から 14 日間の活動への参加を禁止する。また、同居家族に感染又は感染の疑いがある者が発生した場合も、本人が濃厚接触者となるため、無症状であっても同様とする。
3. 報告を受けたチームは、チーム関係者の感染又は感染の疑いが判明した翌日から 14 日間の全ての活動を禁止とする。
4. その他の対応措置については、保健所、等の指示に従って適切に対応すること。また、調査、等の協力依頼があった場合は、然るべき対応を行うこと。
5. 活動再開の時期については、保健所、等の指示に従って判断し、決定する事。
6. 大会期間中に連盟役員もしくはチーム関係者(役員、指導者、選手)の本人、または同居家族に感染又は感染の疑いがある者が発生した場合は、大会本部にその旨を連絡するとともに、本人およびチームは直ちに活動を中止すること。
7. 大会主催者は、感染拡大の恐れがあり、大会の継続が難しい状況となった場合は、無理に継続せず、中止もしくは延期の措置を取ること。
8. 本件は、誹謗、中傷の対象となる恐れがあり、人権に配慮して、個人名、等の情報が拡散しないように十分に留意すること。

※ 参考情報

症例の定義 (厚生労働省発行「新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き 第 2.1 版」より抜粋)

① 感染者

- (ア) 患者(確定者)=感染が疑われる患者のうち、新型コロナウイルスが検出された者
- (イ) 無症状病原体保有者=症状を認めないが、新型コロナウイルスが検出された者

② 感染の疑いがある者(疑似症患者)

- (ア) 発熱または呼吸器症状(軽症の場合を含む)を呈するものであって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの
- (イ) 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前 14 日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの
- (ウ) 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前 14 日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの
- (エ) 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し(法第 14 条第 1 項に規定する厚生労働省で定める疑似症に相当)、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの
- (オ) (ア)～(エ)までに掲げるほか、次のいずれかに該当し、医師が新型コロナウイルス感染症を疑うもの
 - 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる(特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する)
 - 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われるもの
 - 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

③ 濃厚接触者

「患者(確定例)」の感染可能期間(発症 2 日前～)に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- 適切な感染防護なしに患者(確定例)を診察、看護もしくは介護していた者
- 患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他:手で触れることのできる距離(目安として 1m)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と 15 分以上の接触があった者(周辺の環境や状況等個々の状況から患者の感染症を総合的に判断する)